

大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者選定審査基準

大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）設置要領第2条の規定による業者の選定に関し、以下のとおり定める。

1 選定方法

一次審査及び二次審査により決定する。

「審査・評価項目及び配点」の点数を合計し、委員の人数で除した平均点が最も高い者を受託候補者として委員長が決定する。

同点の場合は、見積金額が最も低い者を、受託候補者として決定する。

2 審査・評価項目及び配点

別紙「大網白里市生活困窮者自立相談支援事業委託業者選定評価表」（以下「選定評価表」という。）のとおりとする。

3 審査対象

一次審査及び二次審査の対象は、選定評価表のとおりとする。

4 二次審査における評価項目の考え方

企画提案書の説明及びヒアリングに基づく評価

委員は、企画提案書の説明（30分以内）及びヒアリング（15分以内）の内容について、選定評価表に基づく各評価項目に対する評価点を付し、その合計点を各委員の評価点として、各委員の合計評価点の平均を評価点数とする。

各評価項目の点数付与は、次表のとおりとする。

判断基準		特に 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
得点	配点 10 点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
付与	配点 20 点	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点

5 提案者が1者だった場合の審査基準

提案者の提出が1者の場合においても、二次審査は実施するが、総得点が6割を下回った場合は、選定の対象としない。